

(別紙5)

## 久留米競輪場再整備に係る施工予定者選定公募型プロポーザル 見積要項書

- 1 本見積要項書は、技術協力業務期間及び施工期間を通じて適用するものとする。
- 2 発注図等
  - (1) 発注図等は、発注図図書リストのとおりとする。
  - (2) 発注図等は、その図面等にて相互に補完するものとする。ただし、発注図等の間に相違がある場合の優先順位は、次の順番のとおりとする。
    - ①追加指示書
    - ②質問書の回答
    - ③本プロポーザル実施要項関連資料
    - ④見積要項書（本書）
    - ⑤発注図等
    - ⑥標準仕様書等
  - (3) 本書に記載のない事項については、以下に示す標準仕様書等による。標準仕様書等は最新のものを使用すること。（標準仕様書については、各プロポーザル参加者にて準備すること。）

### 【共通】

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 官庁施設の環境保全性基準
- 環境配慮型官庁施設計画指針
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
- 公共建築設計業務委託共通仕様書
- 建築副産物の手引き
- 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン
- 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- その他関係法令等

### 【建築】

- 建築設計基準
- 建築設計基準の資料
- 建築構造設計基準
- 建築構造設計基準の資料

- 構内舗装・排水設計基準
- 構内舗装・排水設計基準の資料
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 木造計画・設計基準（木造での建築の場合に限る）
- 木造計画・設計基準の資料（木造での建築の場合に限る）
- 建築物解体工事共通仕様書
- 建築工事標準詳細図
- 建築工事設計図書作成基準
- 久留米市設計図書作成基準（建築工事編）

#### 【設備（電気、機械等）】

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- 給水装置工事設計施工指針
- 下水道排水設備指針と解説
- ガス機器の設置基準及び実務指針
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 建築設備設計計算書作成の手引き
- 高圧受電設備指針
- 内線規程
- 公共施設用照明器具（（社）日本照明器具工業会）
- 久留米市設計図書作成基準（設備工事編）

#### 【積算共通】

- 公共建築工事積算基準
- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準

- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）
- 営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編）
- 営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編）

### 3 工事スケジュール

工事請負契約締結日の翌日から令和13年5月31日（予定）まで

### 4 工事費支払条件

工事費の支払いは、久留米市工事標準約款に基づき行うものとする。

### 5 官公署、その他への手続

- (1) 計画通知の作成及び手続は、設計者で行う。その他、中間検査、完了検査及び仮使用申請、施工に必要な諸手続、仮設用電力及び給排水の引込み手続、道路その他第三者管理の土地使用の手續等は、一切受注者で行い、その費用を負担する。
- (2) 着工後、引渡までの電力、ガス、上下水道については、基本料金、使用料金ともに負担について発注者及び受注者での協議とする。また、給水負担金及び電力（予備線及び予備電源線）の供給に伴う工事費負担金は発注者の負担とする。
- (3) 受注者は、工事着手に当たって近隣に対して挨拶、及び工事説明会を行うこと。また工事に伴う近隣対策、苦情処理などについては、一切、受注者において処理、解決し、その費用を負担する。なお、テレビ電波障害について、事前調査を行うこと。工事に起因すると思われるテレビ電波障害は、対策等を含め受注者負担とする。

### 6 共通仮設工事の見積条件

発注図の共通特記仕様書による。

### 7 支給材料及び貸与品

なし

### 8 式典協力

式典については原則行わないものとするが、行う場合は協力すること。

## 9 別途工事との調整

- (1) 本見積要項書に示す内容の他、発注図の共通特記仕様書による。
- (2) 受注者は、別途工事で本工事と密接に関連する事項や工程管理、安全管理の調整に協力すること。
- (3) 受注者は、上記に伴い、必要に応じて共用で使用可能な仮設物などの便宜を供与する等その施工へ協力すること。なお、これらに要する費用（現場共益費）の負担については、仮設物は受注者の負担とし、仮設物以外は、発注者、受注者と当該工事の受注者とが協議することとするが、それ以外の賦金の請求は一切禁止とする。
- (4) 別途工事は無線通信Wifiシステム、アクセスポイント等設置工事を想定している。工事区分詳細は発注図に記載の通りとする。

## 10 技術協力業務期間以降の設計変更の取扱い

- (1) 本見積要項書に示す内容の他、発注図の共通特記仕様書による。
- (2) 施工予定者は、技術協力業務期間以降の設計変更業務に協力すること。
- (3) 施工予定者の提案により採用されたVE提案に基づく実施設計図面、計算等の修正は、施工予定者の業務とする。
- (4) 原則として実施設計図書に基づく変更範囲のみを増減し、総数量の精算は行わないものとする。
- (5) 技術協力業務期間における発注者からの変更指示、予見不可能な事由及び社会経済情勢の変化による工事費の変更については、別途協議するものとする。

## 11 受注者の業務

- (1) 本見積要項書に示す内容の他、発注図の共通特記仕様書による。
- (2) 総合図の作成

受注者は、躯体図作成前に意匠、構造、電気、衛生、空調、昇降機、外構等の工事を含めた総合図を作成し、総合調整したうえで発注者、監理者の承認を得ること。

- (3) 工事中及び完成建物引渡し時の注意事項

- ①完成図及び完成書類は、受注者の管理の元で作成し、発注者、監理者の検査を受けること。  
完成図は工事完成時に提出すること。
- ②建物引渡し前には発注者、施設管理者、施設使用者に対して、建物及び諸設備の取扱説明書を提出の上取扱説明を行い、施設使用に支障のないように引渡しを行うこと。
- ③本工事期間中、案内用図面の作成、写真撮影等について発注者に協力すること。
- ④引渡し前に発生する引越しに関する打合せや現地確認に協力すること。

- (4) メンテナンス、アフターフォロー対応

- ①引渡日の翌日から6か月間は、建物及び諸設備に関する技術員との連絡が可能な状態とし、発注者及び施設管理者が円滑に建物管理を行えるように協力すること。

②空気調和設備については、夏期及び冬期の使用開始前に建物管理者と協議し、再調整を行うこと。

## 1.2 施工条件及び留意点

### (1) 施工条件について

施工条件は発注図書による。ただし、本場開催スケジュール等による作業の休止期間については、発注者と協議の上、詳細な施工条件を確定すること。

また、工程上やむを得ず、早出、残業、休日、夜間作業を行う場合は、事前に書面にて監理者等に通知し、承認を得ること。ただし、臨機の措置を実施するために、本工事の遂行が必要な場合はこの限りではない。この場合、受注者は速やかに監理者等に通知すること。また、近隣対応等の状況によっては、作業日等は変更になる場合がある。

### (2) 施工計画について

①受注者は、関連業者、別途工事業者と連携しながら、工事間の取り合いを確認、調整し、工事その他に影響がないように会議、打合せを主催すること。また、会議、打合せがあった時は、受注者にて議事録を作成し、監理者等に提出すること。

②仮囲い、工事車両出入口等は工事ステップに応じて設置すること。工事車両出入口には交通誘導員等を配置して、一般来場者、レースに参加する選手、地元選手、競輪場運営事業者、敷地周辺の通行者等の安全を図るとともに、交通障害が起こらないように配慮の上、受注者にて対応すること。

③技術協力業務期間中は、全工事ステップについて十分な安全性を考慮し関係者と協議の上、仮設計画を策定、実施すること。

④技術協力業務期間中には設計者とともに工事期間中に使用する既存建物の調査及びバンクへの影響等の調査を行い、競輪場運営（本場での市営競輪開催を含む）を安全に行える工事ステップ作成に協力すること。

### (3) 近隣対応について

①本工事において近隣住民、近隣店舗に迷惑、悪影響を及ぼすことがないよう、騒音、振動、粉塵飛散防止、臭気対策、災害防止、交通対策、清掃、セキュリティーには十分配慮すること。なお、建設用機械については、低騒音、低振動の物を使用すること。また、現場入退出管理、侵入防止は機械警備など万全の設備を施すこと。

②工事の騒音、振動については、公害防止条例その他諸官庁の規則を守り、騒音、振動が出る恐れのある工事、夜間に行う工事、通行人、近隣住民及びその他関係者に対して影響があると考えられる工事については、事前にスケジュール等を調整の上、受注者が近隣住民及び関係者に作業1週間前までに周知し、トラブルがないように施工すること。なお、振動騒音については常時モニタリング可能な状態とし、万全の設備を施すこと。

③本工事に伴う近隣住民及び第三者への対策、対応については、受注者の責任において処理、解決し、その費用を負担すること。

### 1.3 建設副産物の発生抑制と再生材の利用

- (1) 本工事に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「リサイクル法」という。）及び建設副産物適正処理推進要綱、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、建設副産物の発生の抑制に努め、積極的に再資源化の促進及び再生資材の利用を図ること。
- (2) 受注者は、リサイクル法に基づく国土交通省令による一定規模以上に該当する場合は、再生資源利用計画書、実施書、及び再生資源利用促進計画書、実施書を作成して発注者、監理者に提出すること。

### 1.4 建設副産物の適正処理

- (1) 本工事で発生した建設廃棄物は、廃棄物処理法及び建設副産物適正処理推進要綱に基づき、受注者の責任において適正に処理すること。
- (2) 受注者が建設廃棄物の処理委託（収集、運搬、処分等）を行う場合は、収集運搬、処分業者との間で書面による委託契約を締結すること。その際は、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）管理票（マニフェスト）を使用し、適正に処理すること。  
(各種許可書、処理証明書、処理台帳、回収証明書等)
- (3) 受注者は、建設廃棄物の処理について、計画書及び実施書を事前に作成して、発注者、監理者に提出すること。
- (4) マニフェストによる処理結果は、一覧表を作成して発注者、監理者に提出すること。
- (5) 産業廃棄物の処理方法については、各地方自治体の条例を遵守すること。

### 1.5 予備品

発注図の通りとする。ただし、発注図に項目のないものについては適宜見込むこと。

### 1.6 提出書類

下記に記載のないものについては、発注図の通りとする。

- (1) 工事期間中の報告書類
  - ①工事報告書（月1回：出来高含む）
  - ②定点写真（月1回撮影）
  - ③工事記録写真（週1回）
  - ④近隣等関係者への報告書（適宜）
  - ⑤その他、発注者が必要とするもの
- (2) 工事完成時の提出書類  
発注図による。

## 1.7 その他

- (1) 上記に記載のないものについては、発注図の通りとする。
- (2) その他、1.2～1.4にある内容以外の工事に係る仕様については、久留米市工事発注仕様書（別紙6）を参考資料とし、適宜必要なものは見込むこと。